

第75回

定時株主総会招集ご通知

平成28年4月1日～平成29年3月31日

日時

平成29年6月22日（木曜日）午前10時

（受付開始時刻：午前9時）

場所

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン4階「桜」の間

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、平成29年6月21日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

目次

■ 第75回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定の件	
第6号議案 取締役（監査等委員であるものおよびそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く。）に対する報酬等としての株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与する件	
第7号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の決定の件	
第8号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件	
第9号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件	
（提供書面）	
■ 事業報告	25
■ 連結計算書類	44
■ 計算書類	55
■ 監査報告書	62

株 主 各 位

埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢283番地1

株式会社 T & K T O K A

代表取締役社長 増 田 至 克

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述の「議決権行使についてのご案内」に従って平成29年6月21日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月22日（木曜日）午前10時
(受付開始時刻は午前9時を予定しております。)
2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン 4階 「桜」の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第75期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第75期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件
- 第4号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案** 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定の件
- 第6号議案** 取締役（監査等委員であるものおよびそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く。）に対する報酬等としての株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与する件
- 第7号議案** 取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の決定の件
- 第8号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第9号議案** 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 2. 本株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。（アドレス <http://www.tk-toka.co.jp>）

議決権行使についてのご案内

当社では、書面（議決権行使書用紙）または電磁的方法（インターネット）により議決権をご行使いただくことができますので、ご案内申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面または電磁的方法による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。



株主総会への出席による議決権の行使

株主総会日時 平成29年6月22日（木曜日）午前10時開催

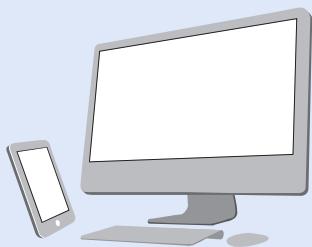
同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。



書面（議決権行使書用紙）による議決権の行使

行使期限 平成29年6月21日（水曜日）午後5時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期間に到着するようご返送ください。なお、各議案につきまして賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



インターネットによる議決権の行使

行使期限 平成29年6月21日（水曜日）午後5時まで

インターネットによる議決権の行使の詳細につきましては次頁をご参照ください。

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによる議決権行使に際して、ご了承いただく事項

- 1 インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト〔後記「インターネットによる議決権行使の具体的な方法」**1**をご参照ください。〕をご利用いただくことによるのみ可能です。
- 2 インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」が必要となります。
- 3 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- 4 インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- 5 インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。
- 6 パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は、今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

インターネットによる議決権行使の具体的な方法

- 1 議決権行使ウェブサイト <http://www.it-soukai.com/> にアクセスしてください。
- 2 同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用いただき、「ログイン」してください。
※セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。
- 3 画面の案内に従い、議決権をご行使ください。

ご注意

- パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

お問い合わせ先について

- インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

電話番号：0120-768-524（フリーダイヤル）／受付時間：午前9時～午後9時（土日・祝日を除く）

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、配当につきましては長期的・安定的な配当を維持し、業績に応じた利益還元をしていくことを基本方針としております。

第75期につきましては、平成29年3月25日に創業70周年を迎えることができましたことから、株主の皆様への感謝の意を表し、記念配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき普通配当9円に記念配当4円50銭を加え金13円50銭といたしたいと存じます。この場合の配当総額は316,887,336円となります。
なお、平成28年12月に中間配当として1株につき金8円50銭をお支払いしておりますので、通期では1株につき金22円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月23日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 当社のグローバル化に伴い、商号の英文表記を変更するものであります。
- ② 取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性および効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ③ その他、不要となった規定の削除、明確化のための文言の調整および条数の変更等所要の調整を行うものであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号) 第1条 当社は、株式会社T&K TOKAと称し、英文では、 <u>T&K TOKA CO., LTD.</u> と表示する。	(商 号) 第1条 当社は、株式会社T&K TOKAと称し、英文では、 <u>T&K TOKA CO., LTD.</u> と表示する。
第2条～第3条 (略)	第2条～第3条 (同左)
(機 関) 第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	(機 関) 第4条 当社は、 <u>株主総会</u> および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第5条 (略)	第5条 (同左)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>16名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任の方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</p> <p>3. (略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、<u>5名以内とする。</u></p> <p>(選任の方法)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議により選任する。</u></p> <p>2. <u>法令または本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者を選任することができる。</u></p> <p>3. <u>前二項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</u></p> <p>4. (同左)</p> <p>5. <u>監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第20条 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. <u>補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>第23条～第24条 (略)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第20条 当社の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条 (同左)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>第23条～第24条 (同左)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 当社の取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、<u>当社の重要な業務執行を決定し、その運営については、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>第28条 (略)</p>	<p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>取締役会の定める取締役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. (同左)</p> <p>第29条 (同左)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	(削除)
<p>(員 数) 第29条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	(削除)
<p>(選任方法) 第30条 当社の監査役は、株主総会の決議により選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</p>	(削除)
<p>(補欠監査役の選任) 第31条 当社は法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任（以下「予選」という）することができる。 2. 補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれをおこなう。 3. 予選の効力は、当該選任のあった株主総会后最初に開催される定時株主総会の開始の時までとする。</p>	(削除)
<p>(任 期) 第32条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第33条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第34条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第35条 当社の監査役会に関しては、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第36条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
(新設)	<p>第5章 監査等委員会</p>
(新設)	<p>(常勤の監査等委員) <u>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p>(監査等委員会の招集通知) <u>第31条 当社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>
(新設)	<p>(監査等委員会規程) <u>第32条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第<u>38条</u>～第<u>39条</u> (略)</p>	<p>第<u>33条</u>～第<u>34条</u> (同左)</p>
<p>(報酬等) <u>第40条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役の同意を得て定める。</u></p>	<p>(報酬等) <u>第35条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第41条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第42条～第44条 (略)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第45条 <u>当社の剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第36条 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第37条～第39条 (同左)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、2027年6月22日をもって削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の候補者は、次のとおりであります。

【ご参考】候補者一覧

候補者 番号	氏名	現在の地位	出席回数／取締役会
1 再任	増田 至 克 (ますだ よしかつ)	代表取締役社長	15回／15回
2 再任	吉村 彰 (よしむら あきら)	常務取締役	14回／15回
3 再任	北條 実 (ほうじょうみのる)	常務取締役	15回／15回
4 再任	栗本 隆 一 (くりもと りゅういち)	取締役	15回／15回
5 再任	中間 和 彦 (なかま かずひこ)	取締役	15回／15回

候補者
番号

1

ます だ よし かつ
増 田 至 克

[再任](#)

生年月日

昭和43年11月26日生

取締役会への出席回数

15回/15回

所有する当社の株式数

600,370株

略歴、当社における地位、担当

平成 8 年 3 月 当社入社

平成 16 年 4 月 管理本部本部長

平成 16 年 6 月 取締役管理本部本部長

平成 18 年 6 月 常務取締役管理本部本部長兼品質保証室室長

平成 19 年 6 月 代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

増田至克氏は、長年にわたり当社およびグループ会社の経営に携わるとともに、当社グループの事業拡大や、今後の成長に必要な基盤整備を進めるなど、豊富な経験と実績を有しています。平成19年6月より代表取締役社長として当社の経営を担っており、引き続き、知見を生かし取締役会の意思決定、監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

よし むら あきら
吉 村 彰

[再任](#)

生年月日

昭和30年7月13日生

取締役会への出席回数

14回/15回

所有する当社の株式数

3,600株

略歴、当社における地位、担当

昭和 53 年 3 月 当社入社

平成 15 年 7 月 生産本部生産部部长

平成 19 年 6 月 取締役生産部部长

平成 21 年 6 月 取締役生産部部长

平成 26 年 6 月 常務取締役生産本部本部長（現任）

重要な兼職の状況

平成 21 年 6 月 ミヨシ産業株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

吉村彰氏は、入社以来、長年にわたり研究開発および製造関連業務に携わり、チマニートオカ株式会社 取締役を務め、当社取締役就任の後は生産本部長として当社グループの企業価値の向上に貢献しております。引き続き、豊富な職務経験を活かし取締役会の意思決定、監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3

ほう じょう みのる
北 條 実

[再任](#)

生年月日

昭和30年4月9日生

取締役会への出席回数

15回/15回

所有する当社の株式数

3,000株

略歴、当社における地位、担当

平成 9 年 1 月 当社入社

平成 13 年 4 月 財務部部长

平成 19 年 6 月 取締役財務部部长

平成 25 年 6 月 取締役管理本部本部長兼財務部部长

平成 26 年 6 月 常務取締役管理本部本部長兼財務部部长（現任）

取締役候補者とした理由

北條実氏は、入社以来、長年にわたり経理・財務等の業務や経営に携わり、取締役就任の後は財務・総務・ITを管掌する管理本部長として当社グループの活動基盤を支え、企業価値の向上に貢献しております。引き続き、豊富な職務経験を活かし取締役会の意思決定、監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者
番号
4

くりもと りゅういち
栗本隆一

再任

生年月日

昭和39年3月20日生

取締役会への出席回数

15回／15回

所有する当社の株式数

4,734株

略歴、当社における地位、担当

昭和62年4月 当社入社

平成19年4月 東京支店支店長

平成22年7月 東華油墨国際（香港）有限公司総経理

平成26年6月 取締役営業本部本部長

平成29年4月 取締役営業本部本部長兼営業本部営業二部部长（現任）

重要な兼職の状況

平成28年5月 東華油墨国際（香港）有限公司董事長

取締役候補者とした理由

栗本隆一氏は、入社以来、長年にわたり営業業務に携わり、東京支店長、東華油墨国際（香港）有限公司 総経理を務め、当社取締役就任の後は営業本部長として企業価値の向上に貢献しております。引き続き、豊富な職務経験を活かし取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者となりました。

候補者
番号
5

なかま かず ひこ
中間和彦

再任

生年月日

昭和42年2月14日生

取締役会への出席回数

15回／15回

所有する当社の株式数

6,410株

略歴、当社における地位、担当

平成元年4月 当社入社

平成19年1月 杭華油墨化学有限公司技術総監

平成23年4月 技術本部研究第一グループチーフリーダー

平成27年6月 取締役技術本部研究第一グループチーフリーダー（現任）

取締役候補者とした理由

中間和彦氏は、入社以来、長年にわたり研究開発業務に携わり、杭華油墨化学有限公司 技術総監、技術本部グループリーダーを務め、取締役就任の後も技術本部チーフリーダーとして企業価値の向上に貢献しております。引き続き、豊富な職務経験を活かし取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者となりました。

（注）各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

【ご参考】候補者一覧

候補者 番号	氏名	現在の地位	出席回数／取締役会
1	新任 社外 独立役員 木田卓寿 (きだ たかとし)	取締役	15回／15回
2	新任 社外 独立役員 大高健司 (おおたか けんじ)	取締役	15回／15回
3	新任 社外 独立役員 久村泰弘 (ひさむら やすひろ)	監査役	15回／15回
4	新任 社外 独立役員 野口郷司 (のぐち さとし)		(注)

(注) 現在、当社の取締役、監査役のいずれでもない為、該当事項はありません。

候補者
番号

1

き だ たか とし
木 田 卓 寿

新任 社外 独立役員

生年月日

昭和31年6月30日生

取締役会への出席回数

15回／15回

所有する当社の株式数

0株

社外取締役在任年数

(本総会終結時)

3年

略歴、当社における地位、担当

平成元年4月 東京弁護士会弁護士登録

平成17年4月 司法研修所刑事弁護教官

平成21年6月 新司法試験考査委員 (刑法)

平成23年4月 池袋総合法律事務所代表弁護士 (現任)

平成25年4月 東京弁護士会副会長

平成26年6月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

平成23年4月 池袋総合法律事務所代表弁護士

社外取締役候補者とした理由

木田卓寿氏は、平成26年6月より当社社外取締役を務め、法律家としての専門的知見・経験と経営から独立した視点が、当社の経営の監督ならびにコーポレート・ガバナンス強化に活かされ、経営の透明性、健全性の確保を通じて企業価値の向上に貢献しております。過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、これまでの実績を鑑み、引き続き、取締役会の監督機能を強化することが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。

候補者
番号

2

おお たか けん じ
大 高 健 司

新任 社外 独立役員

生年月日

昭和27年5月12日生

取締役会への出席回数

15回／15回

所有する当社の株式数

0株

社外取締役在任年数

(本総会終結時)

2年

略歴、当社における地位、担当

平成11年4月 ホンダカーズフィリピン社長

平成14年10月 ホンダプロスペクトモーター (インドネシア) 社長

平成19年4月 ホンダオートモビルタイランド社長

平成22年4月 株式会社ホンダカーズ愛知社長

平成26年4月 同社相談役

平成26年8月 株式会社ホンダコンサルティング エグゼクティブコンサルタント

平成27年6月 当社取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由

大高健司氏は、平成27年6月より当社社外取締役を務め、国際的な大企業のグループ会社経営者として豊富な経験と、高い見識によりグローバルな視点を当社の経営に反映させるとともに、独立した立場で監督し、企業価値の向上に貢献しております。この実績を鑑み、引き続き、取締役会の機能を強化することが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。

候補者
番号

3

ひさ むら やす ひろ

久村 泰 弘

新任 社外 独立役員

生年月日

昭和27年3月25日生

取締役会への出席回数

15回/15回

所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位、担当

昭和49年4月 明治生命保険相互会社入社

平成9年4月 同社特別勘定運用部長

平成13年4月 同社有価証券部長

平成16年1月 明治キャピタル株式会社取締役投資本部副本部長

平成21年4月 明治安田損害保険株式会社常任監査役

平成24年4月 株式会社青山ダイヤモンドホール嘱託

平成25年6月 当社監査役（現任）

社外取締役候補者とした理由

久村泰弘氏は、平成25年6月より当社社外監査役を務めており、金融分野での豊富な経験と見識より当社の監査を行っております。当社の監督、コーポレート・ガバナンスの強化、経営の透明性、健全性の確保における十分な実績を鑑み、取締役会の監督機能を強化することが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4

の ぐち さと し

野 口 郷 司

新任 社外 独立役員

生年月日

昭和27年7月14日生

所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位、担当

昭和52年4月 株式会社日本長期信用銀行入行

平成10年10月 株式会社新生銀行名古屋支店長

平成16年10月 株式会社アプラス執行役員

平成17年2月 同社CFO取締役常務執行役員

平成23年4月 株式会社アプラスフィナンシャルCEO代表取締役社長執行役員

平成28年6月 同社相談役（現任）

重要な兼職の状況

平成28年6月 株式会社アプラスフィナンシャル相談役

社外取締役候補者とした理由

野口郷司氏は、経済・金融の激動期を通して長年金融分野に携わり、金融人、経営者として豊富な知識と経験を有しております。同氏の経営者としての豊富な経験と知識は、当社の経営の監督機能ならびに意思決定機能を強化することが期待されるため、新たに監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 木田卓寿氏、大高健司氏、久村泰弘氏及び野口郷司氏は社外取締役候補者であります。
3. 責任限定契約について
当社は、木田卓寿氏、大高健司氏及び久村泰弘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、木田卓寿氏及び大高健司氏は取締役として、久村泰弘氏は監査役として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。木田卓寿氏、大高健司氏、久村泰弘氏及び野口郷司氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、各氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、木田卓寿氏及び大高健司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏が選任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
また、久村泰弘氏及び野口郷司氏につきましても、両氏が選任された場合は、独立役員として指定し、同取引所に届け出する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の限度額は、平成8年6月25日開催の第54回定時株主総会において、年額300百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額を経済情勢等諸般の事情を考慮して、「年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）」を上限とする旨、定めることといたしたく存じます。また、各取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたしたく存じます。

なお、取締役の報酬等の額については、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は5名となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

第6号議案 取締役（監査等委員であるものおよびそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く。）に対しての報酬等としての株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与する件

当社は、平成25年6月21日開催の第71回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。）に対して、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額75百万円を上限として設ける旨、決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の上記株式報酬型ストックオプションに係る報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員であるものおよびそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く。以下、本議案において、断りがない限り同じとする。）に対して、その報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるため、経済情勢等諸般の事情を考慮して、第5号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定の件」の報酬等の額とは別枠の報酬等として、いわゆる株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を「年額75百万円」を上限として設ける旨をご承認いただきたいと存じます。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案の決議に基づく株式報酬型ストックオプションの付与の対象となる取締役は5名となります。各取締役への新株予約権発行時期および配分等につきましては取締役会にご一願いたいと存じます。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生じるも

のいたします。

取締役にて報酬として発行する新株予約権の内容は次のとおりであります。

① 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は200株といたします。なお、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等を行う場合で付与株式数の調整を行うことが適切なときには、次の算式により付与株式数を調整するものいたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものいたします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものいたします。

② 新株予約権の総数

300個を各事業年度に係る株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限といたします。ただし、本総会終結の日以後において、上記①に定める場合に該当する場合には、同様の調整を行うものいたします。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価額を払込金額といたします。なお、当該払込金額は、同額の当社に対する報酬債権と相殺するものいたします。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当りの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額といたします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で当社取締役会が定める期間といたします。

⑥ 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限って、新株予約権を行使できるものいたします。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会が定めるものいたします。

⑦ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものいたします。

⑧ 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものいたします。

⑨ 新株予約権のその他の内容

上記①から⑧の細目および新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の決定の件

当社は、役員報酬の見直しの一環として、取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において、断りがない限り同じとする。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。

つきましては、第5号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定の件」および第6号議案「取締役（監査等委員であるものおよびそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く。）に対する報酬等としての株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与する件」の報酬等の額とは別枠の報酬等として、取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を、上記目的を踏まえ相当と考えられる金額として、「年額75百万円以内」と定めることといたしたく存じます。各取締役への具体的な支給時期および配分については、報酬諮問委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して、取締役会において決定することといたします。なお、報酬諮問委員会および取締役会が各取締役への具体的な支給時期および配分を決定するに際しては、予め業績条件を設定するものとし、業績が当該条件を達成した事業年度についてのみ、本議案の決議に基づく譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権の支給を行うものいたします。ご参考までに、平成30年3月期から平成32年3月期までの業績条件は、いずれの事業年度につきましても、ROE5%以上、かつ、連結当期純利益17億円以上といたします。平成33年3月期以降の業績条件につきましても、当該各事業年度開始前に、改めて設定の上、適時適切に開示いたします。

現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案の決議に基づく譲渡制限付株式の付与の対象となる取締役は5名となります。

また、取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年60,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として割り当てられた当社の普通株式を引き受ける取締役（監査等委員であるものを除く。）に特に有利な金額とならない範囲にて、取締役会において決定されます。また、かかる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- ① 当該取締役は、払込期日から3年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしては

ならない（以下「譲渡制限」という。）。

- ② 当該取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- ③ 上記①の定めにかかわらず、当社は、当該取締役が譲渡制限期間中継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、上記②に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記②に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- ④ 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記③の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ⑤ 上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- ⑥ 上記⑤に規定する場合においては、当社は、上記⑤の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生じるものいたします。

第8号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を経済情勢等諸般の事情を考慮して、「年額50百万円以内」と定めることとさせていただきたいと存じます。また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生じるものいたします。

第9号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時総会終結の時をもって、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行することにより、監査役を退任される五十嵐幹雄氏、甲田奏氏、郡司勉氏および久村泰弘氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、具体的金額、贈呈の時期および方法等は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することおよび第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」の承認可決を条件として、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
五十嵐 幹 雄 (いがらし みきお)	平成21年6月 当社監査役 現在に至る
甲 田 奏 (こうだ すすむ)	平成17年6月 当社監査役 現在に至る
郡 司 勉 (ぐんじ つとむ)	平成21年6月 当社監査役 現在に至る
久 村 泰 弘 (ひさむら やすひろ)	平成25年6月 当社監査役 現在に至る

(注) 久村泰弘氏は、第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が承認可決された場合、監査等委員である取締役に選任されます。この場合の同氏に対する贈呈の時期としては、取締役退任時を予定しております。

以 上

(提供書面)

事業報告 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の当社グループを取り巻く経済環境は、わが国経済は、政府や日本銀行の各種政策の効果により雇用情勢や企業業績の改善が続くなか、景気に改善の遅れはみられましたが緩やかな回復基調が続きました。また、アジア地域につきましては、中国では景気は各種政策の効果により持ち直しの動きがみられました。その他アジア地域についての景気は緩やかではありましたが持ち直しの動きがみられました。

印刷インキの需要先であります印刷業界におきましては、雇用・所得環境の改善が続く中で個人消費も持ち直しの動きが続いているものの流通する印刷物は伸び悩んでおります。また、情報の電子化及び少子化の影響による出版・商業印刷が縮小傾向にあり、引き続き厳しい状況が続いております。中国をはじめアジア地域では、景気は緩やかな持ち直しの動きが続いておりますが、印刷需要は伸び悩んでおります。また、特殊UVインキの関係する液晶パネル関連市場は、パネルメーカーの稼働は好調でしたが、一方で円高や、ディスプレイ材料の競争激化による材料価格の低下が進み、販売環境は厳しい状況が続いております。

このような経営環境の中で、当社の経営理念でありますT & K (Technology and Kindness=技術と真心) の精神に則り、お客様の立場に立った製品の開発・生産に注力するとともに、きめ細かいサービスの提供に努めました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、平版インキ、特殊UVインキの販売が減少したものの、UVインキの販売が増加したことにより、480億30百万円(前年同期比2.7%増)となりました。利益面におきましては、低金利が続く日本の経済環境を踏まえ割引率を見直したことによる退職給付費用増加などの人件費増加により、営業利益は24億27百万円(前年同期比6.1%減)となりました。経常利益は、持分法による投資利益6億94百万円を計上したことにより、31億75百万円(前年同期比9.8%減)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産売却益10億80百万円、法人税等9億78百万円を計上したことにより、32億3百万円(前年同期比27.5%増)となりました。

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
48,030百万円 前年同期比2.7%増	2,427百万円 前年同期比6.1%減	3,175百万円 前年同期比9.8%減	3,203百万円 前年同期比27.5%増

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、セグメント別の売上高及び営業利益はセグメント間の内部取引消去前の金額によっております。

(ア) 印刷インキ

当セグメントにおきましては、UVインキは増加したものの、平版インキ、特殊UVインキが減少いたしました。

この結果、売上高は480億19百万円（前年同期比2.7%増）、営業利益は24億9百万円（前年同期比6.3%減）となりました。

(イ) その他

売上高は53百万円（前年同期比4.0%増）、営業利益は10百万円（前年同期比27.6%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、28億38百万円でした。その主なものは、滋賀事業所第二期建設費用等12億94百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額50億円の貸出コミットメント契約を締結しております。なお、当期末において、当該契約に基づく実行残高はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

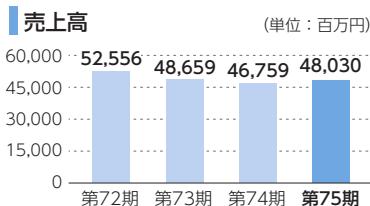
(2) 財産及び損益の状況

当連結会計年度ならびに過去3期の財産及び損益の状況の推移は、次のとおりであります。

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第72期 (平成26年3月期)	第73期 (平成27年3月期)	第74期 (平成28年3月期)	第75期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)
売上高 (百万円)	52,556	48,659	46,759	48,030
営業利益 (百万円)	4,141	2,901	2,586	2,427
経常利益 (百万円)	4,742	3,938	3,521	3,175
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,647	3,061	2,512	3,203
1株当たり当期純利益 (円)	102.40	122.68	100.65	132.60
総資産 (百万円)	52,514	58,238	58,598	60,021
純資産 (百万円)	36,210	41,422	42,094	43,227

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき、算出しております。
 2. 当社は平成28年1月1日付で、株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
 1株当たり当期純利益につきましては、当該株式分割が第72期の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。
 3. 第72期の親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産除却損1億45百万円計上及び杭華油墨股份有限公司に係る関係会社出資金譲渡損1億43百万円を計上したものの、販売費及び一般管理費が減少したことにより増益となっております。
 4. 第73期の親会社株主に帰属する当期純利益は、株式会社チマニートオカの外貨建て債務の評価替えによる為替影響額が、前連結会計年度の為替差損67百万円に対して、当連結会計年度では為替差益1億82百万円を計上したこと、及び広州杭華油墨股份有限公司に係る関係会社出資金譲渡益1億51百万円を計上したことにより増益となっております。
 5. 第74期の親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産除却損1億51百万円計上及び株式会社チマニートオカの外貨建て債務の評価替えによる為替影響額が、前連結会計年度では為替差益1億82百万円に対して、当連結会計年度では為替差損1億22百万円を計上したことにより減益となっております。
 6. 第75期の親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産売却益10億80百万円を計上したことにより増益となっております。



② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第72期 (平成26年3月期)	第73期 (平成27年3月期)	第74期 (平成28年3月期)	第75期 (当事業年度) (平成29年3月期)
売 上 高 (百万円)	37,417	38,725	39,156	40,347
営 業 利 益 (百万円)	2,423	2,029	1,771	1,484
経 常 利 益 (百万円)	3,041	3,123	2,656	1,887
当 期 純 利 益 (百万円)	2,038	2,179	1,972	2,222
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	81.68	87.33	79.01	91.98
総 資 産 (百万円)	41,340	45,216	46,858	48,051
純 資 産 (百万円)	29,051	31,713	33,096	33,895

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき、算出しております。
 2. 当社は平成28年1月1日付で、株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
 1株当たり当期純利益につきましては、当該株式分割が第72期の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。
 3. 第72期の当期純利益は、前事業年度に計上した貸倒引当金繰入額2億7百万円がなくなったことにより増益となっております。
 4. 第73期の当期純利益は、杭華油墨股份有限公司からの臨時配当金4億98百万円を計上したことにより増益となっております。
 5. 第74期の当期純利益は、前事業年度より販売費及び一般管理費が2億5百万円増加したこと、及び前事業年度の為替差益1億35百万円に対して、当事業年度では為替差損8百万円を計上したことにより減益となっております。
 6. 第75期の当期純利益は、前事業年度より販売費及び一般管理費が1億94百万円増加したこと、受取利息及び受取配当金が3億2百万円減少したものの、固定資産売却益10億75百万円を計上したことにより増益となっております。

売上高

(単位：百万円)



営業利益

(単位：百万円)



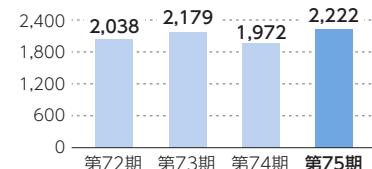
経常利益

(単位：百万円)



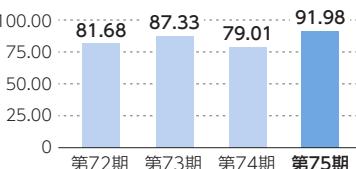
当期純利益

(単位：百万円)



1株当たり当期純利益

(単位：円)



総資産／純資産

(単位：百万円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ミヨシ産業株式会社	30百万円	100.0%	産業廃棄物処理
東北東華色素株式会社	40百万円	100.0%	各種印刷用インキの製造販売
東華油墨国際（香港）有限公司	61百万香港ドル	100.0%	各種印刷用インキの製造販売
韓国特殊インキ工業株式会社	1,132百万ウォン	100.0%	各種印刷用インキの製造販売
株式会社チマニートオカ	112,968百万ルピア	72.6%	各種印刷用インキの製造販売
トオカ（タイランド）株式会社	2百万バーツ	49.0%	各種印刷用インキの製造販売

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

わが国の経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、引き続き緩やかに回復していくものと思われます。また、アジア地域につきましては、中国では各種政策効果もあり持ち直しの動きが見込まれ、その他アジア地域についての景気は総じて持ち直すものと思われます。

一方、当社グループを取り巻く事業環境におきましては、印刷業界の厳しい市場環境の影響を受けて、販売が伸び悩む恐れがあります。また、主原料であります原油系原料、植物系原料は殆どが国外からの調達のため、資源の価格上昇及び為替相場の変動が原料の調達価格に影響を及ぼす可能性があります。

このような状況であります。ユーザーニーズへの対応を更に強化し、当社グループが得意としておりますUVインキ、環境対応型インキ等高付加価値インキの拡販に努め、ユーザーの真に役立つ製品の開発を強力に推進しております。また、高い技術力を維持し、高品質かつ低コストでの生産体制を継続するため、積極的に人材・設備に投資を実施してまいります。

海外におきましては、中国をはじめとしたアジア市場では、市場の拡大に応じた生産能力の増強、販売の強化を図り、シェアを高めてまいります。特に東南アジアでは、文化や風習を尊重し、地域に根差した営業活動を推進してまいります。また、欧米、南米、他の地域につきましても市場開拓を進め、UVインキ、環境対応インキの販売に注力してまいります。

株主の皆様には、一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループの事業セグメントは次のとおりであります。

1) 印刷インキ

印刷インキ（オフセットインキ・グラビアインキ等）、印刷機及び印刷関連機材（ブランケット等）、合成樹脂等の販売を行っております。

2) その他

各種産業廃棄物の焼却処理及び生命・損害保険代理業を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本 社：埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢283番地1
事 業 所：滋賀事業所（滋賀県草津市）
支 店：東京東支店（千葉県野田市）・名古屋支店（愛知県小牧市）
：大阪支店（大阪府東大阪市）・広島支店（広島市西区）
：福岡支店（福岡県糟屋郡）
営 業 所：京都営業所（京都市右京区）・神戸営業所（兵庫県明石市）

② 子会社

ミヨシ産業株式会社：埼玉県入間郡
東北東華色素株式会社：仙台市宮城野区
株式会社チマニートオカ：インドネシア共和国西部ジャワ州ボゴール県
東華油墨国際（香港）有限公司：中華人民共和国香港
韓国特殊インキ工業株式会社：大韓民国仁川広域市
トオカ（タイランド）株式会社：タイ王国サムットプラカーン県

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
1,162名（66名）	9名増（5名減）

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
733名（54名）	9名増（5名減）	37.7歳	13.6年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほフィナンシャルグループ	2,629百万円
明治安田生命保険相互会社	193百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

① 発行可能株式総数	60,000,000株
② 発行済株式の総数	25,023,140株
③ 株主数	7,079名
④ 大株主（上位10名）	

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,590千株	6.78%
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライズド ストック ファンド	1,459千株	6.22%
有限会社コウシビ	1,051千株	4.48%
ジェーピー モルガン チェース バンク 380684	1,035千株	4.41%
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウント	1,021千株	4.35%
T & K TOKA社員持株会	996千株	4.25%
株式会社みずほ銀行	988千株	4.21%
明治安田生命保険相互会社	756千株	3.22%
上田 美香子	750千株	3.20%
増田 安土	741千株	3.16%

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,550,004株所有していますが、上記大株主からは除外しています。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 株式会社みずほ銀行の株式数には、株式会社みずほ銀行が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式987千株を含んでおります。なお、株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社」であります。
 4. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数は、信託業務に係る株式数であります。
 5. ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーから平成27年12月15日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）により、平成27年12月11日現在で同社が3,061千株（保有割合12.23%）の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、平成28年1月1日付で、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。上記保有株券等の数は、株式分割の影響を反映した数となります。

(2) 新株予約権等の状況

① 新株予約権の数と概要

発行回次 (発行決議の日)	新株予約権 の数	目的となる株式 の種類および数	発行価額	権利行使価額	権利行使期間
第1回新株予約権 (平成25年6月21日)	146個	普通株式 29,200株(注)	175,800円	1円/株	平成25年7月9日から 平成55年7月8日まで
第2回新株予約権 (平成26年6月20日)	181個	普通株式 36,200株(注)	175,800円	1円/株	平成26年7月9日から 平成56年7月8日まで
第3回新株予約権 (平成27年6月19日)	181個	普通株式 36,200株(注)	182,000円	1円/株	平成27年7月8日から 平成57年7月7日まで
第4回新株予約権 (平成28年6月17日)	181個	普通株式 36,200株	110,800円	1円/株	平成28年7月6日から 平成58年7月5日まで

(注) 当社は平成28年1月1日付で1株を2株に株式分割しております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数を調整しております。

② 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (平成29年3月31日現在)

発行回次 (発行決議の日)	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
第1回新株予約権 (平成25年6月21日)	119個 (注1)	23,800株 (注2)	取締役4名
第2回新株予約権 (平成26年6月20日)	154個 (注1)	30,800株 (注2)	取締役5名
第3回新株予約権 (平成27年6月19日)	181個 (注1)	36,200株 (注2)	取締役6名
第4回新株予約権 (平成28年6月17日)	181個 (注1)	36,200株	取締役6名

(注) 1. 取締役に交付された時点における総数を記載しております。
2. 当社は平成28年1月1日付で1株を2株に株式分割しております。これにより、新株予約権の目的である株式の数を調整しております。

③ 当事業年度に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	増田至克	
常務取締役	山中俊雅	技術本部本部長
常務取締役	吉村彰	生産本部本部長 ミヨシ産業株式会社代表取締役社長
常務取締役	北條実	管理本部本部長兼財務部部長
取締役	栗本隆一	営業本部本部長 東華油墨国際（香港）有限公司董事長
取締役	中間和彦	技術本部研究第一グループチーフリーダー
取締役	木田卓寿	池袋総合法律事務所代表弁護士
取締役	大高健司	株式会社ホンダコンサルティング エグゼクティブコンサルタント
常勤監査役	五十嵐幹雄	
監査役	甲田奏	
監査役	郡司勉	
監査役	久村泰弘	

- (注) 1. 取締役木田卓寿氏及び大高健司氏は、社外取締役であります。
2. 監査役甲田奏氏、監査役郡司勉氏及び監査役久村泰弘氏は、社外監査役であります。
3. 監査役久村泰弘氏は、金融機関において、金融業務経験をもたれており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役木田卓寿氏、大高健司氏及び監査役甲田奏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社の取締役（業務執行取締役等を除く）及び社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款第27条第2項、第37条第2項の規定により、損害賠償を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
6. 重要な兼職の状況について
代表取締役社長増田至克氏は、平成28年5月27日付で東華油墨国際（香港）有限公司の董事長を退任し、取締役栗本隆一氏が、同日付で董事長に就任しております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

(イ) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	204百万円 (13百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	31百万円 (11百万円)
合計 (うち社外役員)	12名 (5名)	235百万円 (24百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成8年6月25日開催の第54回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成3年6月27日開催の第49回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。
 4. 上記報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額が、以下のとおり含まれております。
 ・ 監査役 4名 900万円（うち社外監査役 3名 270万円）
 なお、注3の報酬限度額には役員退職慰労金及び役員退職慰労引当金の繰入額は含まれておりません。
 役員退職慰労金の支給にあたっては、別途株主総会決議を求めるものであります。
 5. 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額が、以下のとおり含まれております。
 ・ 取締役 6名 2,300万円（うち社外取締役 0名 0万円）

(ロ) 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

- (イ) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (ロ) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (ハ) 当事業年度における主な活動状況
・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会			監査役会		
	開催回数	出席回数	出席率	開催回数	出席回数	出席率
取締役 木田 卓 寿	15回	15回	100%	—	—	—
取締役 大高 健 司	15回	15回	100%	—	—	—
監査役 甲 田 奏	15回	15回	100%	20回	20回	100%
監査役 郡 司 勉	15回	13回	87%	20回	18回	90%
監査役 久 村 泰 弘	15回	15回	100%	20回	20回	100%

・取締役会における発言状況

取締役木田卓寿氏は、取締役会において主に弁護士としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

取締役大高健司氏は、取締役会において企業経営に関する豊富な経験・知見により当社経営全般にわたり意見を述べるなど、種々の発言を行っております。

監査役甲田奏氏、郡司勉氏、久村泰弘氏は、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、監査役会においても、発言は都度行われ、適正な意見の表明をしております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当監査役会は、日本監査役協会が公表した「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえて作成した実務要領に基づき、会計監査人から説明を受けた当会計年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意致しました。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

⑤ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分等の内容は以下のとおりであります。

(イ) 処分の対象者

新日本有限責任監査法人（所在地：東京都千代田区）

(ロ) 処分の内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

(ハ) 処分理由

- ・ 株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、7名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・ 新日本有限責任監査法人の運営が著しく不当と認められた。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすため、コンプライアンスポリシー（企業行動憲章）を定め、それを全ての取締役および使用人に周知徹底します。
 - ② 当社は、コンプライアンス担当取締役を責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、当委員会がコンプライアンス基本規程を取締役および使用人に周知徹底させ、法令等を遵守することを確保する体制を整備します。また定期的にコンプライアンスプログラムを策定し、それを実施します。
 - ③ 当社および当社グループ会社の取締役および使用人に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成配布等を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成します。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 当社は、文書管理規程の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理を行うとともに、必要に応じて、規程の見直し等を行います。
 - ② 取締役および監査役または内部監査室が情報を求めたときは、担当部署は、速やかにその情報を提供します。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行います。各事業部門の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告します。
 - ② 当社は、リスク管理担当取締役を責任者とするリスク管理委員会を設置し、当委員会がリスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築および運用を行います。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定例の取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行の状況等を監督します。
 - ② 取締役会の決定に基づく業務の執行は、業務分掌規程、職務権限規程に基づき、各々の責任者およびその責任、執行手続きの詳細を定めます。
 - ③ 業務の運営については、毎期年頭に部門毎に業績目標を含む数値目標の設定を行い、四半期毎に目標達成度をレビューし結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保します。

5. 当社および当社グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① グループコンプライアンスポリシーを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めます。
 - ② 社内規程「関係会社管理規程」に基づき、当社グループ会社を管理・指導する組織を設置し、毎月、各当社グループ会社から実績報告書を受領するとともに、当社グループ会社間の相互理解と協調を図る観点からグループ会議を実施します。
 - ③ 当社グループ会社の事業特性に応じ、品質・安全・環境・コンプライアンス・情報・損益・大規模災害等の主なリスクに対応するための社内規程を当社グループ会社が整備することを推進し、当社グループ会社におけるリスクマネジメント体制を構築します。
 - ④ 当社の内部監査部門は、「関係会社管理規程」等に基づき、当社および当社グループ会社の監査を行い、報告します。また、内部統制部門による財務報告に係る内部統制の整備・運用の状況の評価などにより、業務の適正を検証します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ① 監査役がその職務を補助すべき使用人（監査役スタッフ）を置くことを求めた場合、必要なスタッフを配置します。
 - ② 監査役は、監査役スタッフに対し、監査業務に必要な事項を命令することができます。
 - ③ 内部監査室は監査役との協議により監査役の要望事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告します。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役スタッフの任命、評価、異動、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとします。また、監査役スタッフは監査役の指揮命令のみに服し、取締役等からは指揮命令を受けず、報告義務もないものとします。
 - ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた内部監査室職員は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けません。

8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ① 当社および当社グループ会社の取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生したまたは発生する恐れがあるとき、取締役および使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告します。
 - ② 当社および当社グループ会社の取締役および使用人は、前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができます。
 - ③ 当社の監査役がその職務の執行に必要なものとして報告を求めた事項については、当社および当社グループ会社の取締役または該当部署が速やかに監査役または監査役会に報告します。また、監査役は、監査に必要な各種重要会議に出席し、また稟議書等の重要な情報の閲覧を行うこととします。

- ④ 当社の監査役への報告を行った当社および当社グループ会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および当社グループ会社において徹底します。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役および使用人の監査役に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めます。
- ② 当社は、監査役会と代表取締役社長、業務執行取締役、非業務執行取締役、重要な使用人、会計監査人との不定期的な意見交換会を開催すること、又、内部監査室との緊密な連携を行うことにより、監査役監査の実効性が高まるように努めます。
- ③ 当社は、監査役が通常の職務執行によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに支払います。また、監査役が、通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合は、職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払います。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

当社は、「コンプライアンス基本規程」に基づき、コンプライアンス担当役員を責任者とするコンプライアンス委員会を当該事業年度において2回開催し、コンプライアンス体制の構築及び見直しを行っているほか、「内部通報規程」により社内外に相談・通報窓口を設置した内部通報制度を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

また、役職員に対するコンプライアンスに関する意識向上のため、社内教育を定期的を実施しております。

② 損失の危険の管理に関する取組み

当社は、「リスク管理基本規程」に基づき、リスク管理担当役員を責任者とするリスク管理委員会を当該事業年度において1回開催し、各部門が実施するリスク監査について評価・分析を行い、経営に重大な影響を及ぼすリスクへの対応の検討等の協議を行っております。

③ 業務執行の適正及び効率性の確保に関する取組み

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役8名で構成され、社外監査役3名を含む監査役4名も出席しております。取締役会は、毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行の意思決定及び監督を有効に行っております。

また、毎期年頭に部門毎に業績目標を含む数値目標の設定に対し、四半期毎に目標達成度を評価し、結果のフィードバックを行い、業務の効率性を確保しています。

④ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組み

「関係会社管理規程」に基づき、定められた重要事項について協議・報告を行う体制をとっており、当社グループ会社から必要な協議・報告を受けております。

⑤ 監査役監査の実効性の確保に関する取組み

監査役は、取締役会に出席し、取締役等から経営・業績に影響を及ぼす重要な事項等について報告を受けております。常勤監査役は、取締役会のほか重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、本社、主要な事業所及びグループ会社への往査等の実施により、情報収集に努め、取締役の職務執行を監査しております。

また、内部監査室、会計監査人との緊密な連携をとり、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。

□ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況については以下のとおりであります。

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は「TOKAグループ 企業行動憲章」に基づき、反社会的勢力及び団体とは決して関わりをもたず、また、これらから圧力を受けた場合は毅然とした対応をとることを基本方針としております。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、反社会的勢力等への対応に関する統括部署を総務部として、関係行政機関等との連携を図り、反社会的勢力に関する情報収集等に努め、また反社会的勢力排除に向けた社内啓発活動を行っております。

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	29,452	流動負債	13,850
現金及び預金	7,077	支払手形及び買掛金	7,177
受取手形及び売掛金	15,561	電子記録債務	2,448
有価証券	0	短期借入金	1,202
商品及び製品	3,584	一年以内返済予定の長期借入金	329
仕掛品	448	一年以内償還予定の社債	7
原材料及び貯蔵品	2,213	リース債務	199
繰延税金資産	343	未払法人税等	415
前渡金	3	未払金	709
前払費用	54	賞与引当金	662
その他	244	その他	698
貸倒引当金	△77	固定負債	2,943
固定資産	30,569	社債	8
有形固定資産	21,610	長期借入金	1,291
建物及び構築物	20,434	リース債務	331
機械装置及び運搬具	16,594	繰延税金負債	439
工具器具及び備品	3,123	役員退職慰労引当金	42
土地	6,916	退職給付に係る負債	584
リース資産	876	資産除去債務	107
建設仮勘定	1,476	その他	139
減価償却累計額	△27,810	負債合計	16,794
無形固定資産	221	[純資産の部]	
投資その他の資産	8,737	株主資本	43,569
投資有価証券	8,098	資本金	2,064
繰延税金資産	43	資本剰余金	2,064
退職給付に係る資産	79	利益剰余金	40,824
長期前払費用	61	自己株式	△1,383
その他	470	その他の包括利益累計額	△723
貸倒引当金	△15	その他有価証券評価差額金	933
資産合計	60,021	為替換算調整勘定	△1,110
		退職給付に係る調整累計額	△547
		新株予約権	95
		非支配株主持分	285
		純資産合計	43,227
		負債純資産合計	60,021

連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	48,030
売上原価	38,572
売上総利益	9,457
販売費及び一般管理費	7,030
営業利益	2,427
営業外収益	995
受取利息	44
受取配当金	74
技術援助料	106
持分法による投資利益	694
金利スワップ評価益	3
その他	71
営業外費用	247
支払利息	32
為替差損	28
租税公課	161
その他	25
経常利益	3,175
特別利益	1,120
固定資産売却益	1,080
国庫補助金	40
その他	0
特別損失	45
固定資産売却損	1
固定資産除却損	33
為替差損	10
税金等調整前当期純利益	4,250
法人税、住民税及び事業税	748
法人税等調整額	229
当期純利益	3,272
非支配株主に帰属する当期純利益	68
親会社株主に帰属する当期純利益	3,203

連結株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,064	2,064	38,069	△50	42,148
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△449		△449
親会社株主に帰属する当期純利益			3,203		3,203
自 己 株 式 の 取 得				△1,333	△1,333
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	2,754	△1,333	1,421
当 期 末 残 高	2,064	2,064	40,824	△1,383	43,569

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	596	△193	△748	△345	72	218	42,094
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△449
親会社株主に帰属する当期純利益							3,203
自 己 株 式 の 取 得							△1,333
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	337	△916	200	△378	23	66	△288
当 期 変 動 額 合 計	337	△916	200	△378	23	66	1,132
当 期 末 残 高	933	△1,110	△547	△723	95	285	43,227

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 6社
- ・連結子会社の名称
ミヨシ産業株式会社
東北東華色素株式会社
株式会社チマニートオカ
東華油墨国際（香港）有限公司
韓国特殊インキ工業株式会社
トオカ（タイランド）株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 9社
- ・会社の名称
杭華油墨股份有限公司
安慶市杭華油墨科技有限公司
湖州杭華油墨科技有限公司
広西蒙山梧華林産科技有限公司
杭州杭華印刷器材有限公司
広州杭華油墨有限公司
浙江杭華油墨有限公司
湖州杭華功能材料有限公司
トオカインキ（バングラデシュ）株式会社

② 持分法を適用していない関連会社の状況

- ・会社の名称 三和合成股份有限公司
- ・持分法を適用しない理由 会社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社チマニートオカ、韓国特殊インキ工業株式会社、東華油墨国際（香港）有限公司、トオカ（タイランド）株式会社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては12月31日現在の計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。

・その他有価証券
時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上してしております。）によっております。

時価のないもの

主として移動平均法による原価法によっております。

ロ. デリバティブ

時価法によっております。

ハ. たな卸資産

・商品・製品・半製品・原材料・仕掛品 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価の切下げの方法により算定）によっております。

・貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価の切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社は、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～17年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産

定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更に伴う当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

一部の連結子会社は、貸倒見積額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、主として従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

当社及び一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を発生年度より費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用していません。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約、通貨オプション及び金利スワップ

ヘッジ対象

原材料等輸入による外貨建買入債務、外貨建予定取引及び借入金

- ハ. ヘッジ方針 当社の社内規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。
- ニ. ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- イ. 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
- ロ. のれん及び負ののれんの償却に関する事項 のれん及び負ののれんの償却については、主として5年間の定額法により償却を行っております。但し、少額なものは発生時に一括償却しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産
持分法適用関連会社であるトオカインキ (バングラデシュ) 株式会社の運転資本及びL/C開設の当座借入に対して、同社株式137百万円を担保に供しております。
- (2) 受取手形裏書譲渡高 98百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	25,023千株	一千株	一千株	25,023千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成28年6月17日開催の第74回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 249百万円
- ・ 1株当たり配当額 10.0円
- ・ 基準日 平成28年3月31日
- ・ 効力発生日 平成28年6月20日

ロ. 平成28年11月4日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 199百万円
- ・ 1株当たり配当額 8.5円
- ・ 基準日 平成28年9月30日
- ・ 効力発生日 平成28年12月5日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成29年6月22日開催の第75回定時株主総会において次のとおり付議する予定であります。

- ・ 配当金の総額 316百万円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 13.5円
- ・ 基準日 平成29年3月31日
- ・ 効力発生日 平成29年6月23日

(3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

- ・ 普通株式 127,000株

4. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に印刷インキ製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延先については営業部門と連絡を取り、速やかに適切な処理を取るようしております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、四半期決算ごとに時価結果を取締役に報告しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日となっております。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。外貨建借入金は、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引については、目的、範囲等を定めた社内規程に従って行っており、信用度の高い相手先のみ取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2.参照）。

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	7,077百万円	7,077百万円	－百万円
(2) 受取手形及び売掛金	15,561	15,561	0
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	15	15	－
その他有価証券	2,432	2,432	－
(4) 支払手形及び買掛金	(7,177)	(7,177)	－
(5) 電子記録債務	(2,448)	(2,448)	－
(6) 短期借入金	(1,202)	(1,202)	－
(7) 長期借入金	(1,620)	(1,623)	2
(8) 社債	(15)	(15)	0
(9) デリバティブ取引	(8)	(8)	－

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。なお、短期間で決済される債権は、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券、(9) デリバティブ取引

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券及びデリバティブ取引は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務、(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。短期借入金のうち当座貸越契約しているものは、極度額8,694百万円で当期末において、当該契約に基づく借入実行残高はありません。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される割引率で割引いて算定する方法によっております。

(8) 社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	5,650百万円

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

5. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,825円32銭
 (2) 1株当たり当期純利益金額 132円60銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	21,033	流動負債	11,665
現金及び預金	2,504	支払手形	5
受取手形	4,595	掛金	6,380
売掛金	8,381	電子記録債権	2,448
商品及び製品	2,964	1年以内返済予定の長期借入金	329
仕掛品	319	リース債権	199
材料及び貯蔵品	1,696	未払金	669
前払費用	1	未払法人税等	122
繰延税金資産	47	前払費用	344
その他の金融資産	298	前受り	34
貸倒引当金	375	前受り	52
	△151	与引当金	70
固定資産	27,018	その引当金	651
有形固定資産	19,651	固定負債	2,489
建物	8,082	長期借入金	1,291
構築物	377	リース負債	330
機械及び装置	2,811	退職給付引当金	342
車両運搬具	8	役員退職慰労引当金	25
工具器具及び備品	415	投資除税負債	107
土地	6,090	繰延税金負債	291
リース資産	399	その他の	101
建設仮勘定	1,467	負債合計	14,155
無形固定資産	211	[純資産の部]	
特許権	3	株主資本	32,869
商標	1	資本金	2,064
ソフトウエア	104	資本剰余金	2,064
その他の資産	93	資本準備金	2,057
	8	その他の資本剰余金	6
投資その他の資産	7,155	利益剰余金	30,124
投資有価証券	2,460	利益準備金	137
関係会社株	3,553	その他利益剰余金	29,986
出資	22	研究開発積立金	11,287
関係会社長期貸付金	100	固定資産圧縮積立金	209
破産更生債権等	2	固定資産圧縮特別勘定積立金	599
長期前払費用	61	別途積立金	16,232
前払年金費用	723	繰越利益剰余金	1,657
その他の金融資産	247	自己株式	△1,383
貸倒引当金	△15	評価・換算差額等	930
		その他有価証券評価差額金	930
資産合計	48,051	新株予約権	95
		純資産合計	33,895
		負債純資産合計	48,051

損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	40,347
売上原価	32,933
売上総利益	7,413
販売費及び一般管理費	5,929
営業利益	1,484
営業外収益	609
受取利息及び配当金	323
受取賃貸料	28
技術援助料	152
貸倒引当金戻入益	46
その他	58
営業外費用	206
支払利息	8
減価償却費	9
為替差損	11
租税公課	161
その他	15
経常利益	1,887
特別利益	1,115
固定資産売却益	1,075
国庫補助金	40
その他	0
特別損失	33
固定資産除却損	33
税引前当期純利益	2,970
法人税、住民税及び事業税	521
法人税等調整額	226
当期純利益	2,222

株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		そ の 他 利 益 剰 余 金					
					研 究 開 発 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	2,064	2,057	6	2,064	137	10,612	184	-	15,407	2,008	28,350
当 期 変 動 額											
研究開発積立金の積立						675				△675	-
固定資産圧縮積立金の積立							27			△27	-
固定資産圧縮積立金の取崩							△2			2	-
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立								599		△599	-
別途積立金の積立									825	△825	-
剰余金の配当										△449	△449
当期純利益										2,222	2,222
自己株式の取得											
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	675	24	599	825	△350	1,773
当 期 末 残 高	2,064	2,057	6	2,064	137	11,287	209	599	16,232	1,657	30,124

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△50	32,429	594	594	72	33,096
当 期 変 動 額						
研究開発積立金の積立		-				-
固定資産圧縮積立金の積立		-				-
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立		-				-
別途積立金の積立		-				-
剰余金の配当		△449				△449
当期純利益		2,222				2,222
自己株式の取得	△1,333	△1,333				△1,333
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			336	336	23	359
当期変動額合計	△1,333	439	336	336	23	799
当 期 末 残 高	△1,383	32,869	930	930	95	33,895

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によっております。
- ・子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
- ・その他有価証券
時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を当事業年度の損益に計上してしております。）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・半製品・原材料・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）によっております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）によっております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・その他の無形固定資産
定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更に伴う当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

また、過去勤務費用については、平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を発生年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 …… 為替予約、通貨オプション及び金利スワップ

ヘッジ対象 …… 原材料等輸入による外貨建買入債務、外貨建予定取引及び借入金

③ ヘッジ方針

当社の社内規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理方法は税抜方式を採用しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 24,049百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 1,002百万円

短期金銭債務 68百万円

(4) 担保に供している資産

持分法適用関連会社であるトオカインキ (バングラデシュ) (株)の運転資本及びL/C開設の当座借入に対して、同社株式19百万円を担保に供しております。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 関係会社との取引高

売上高 3,746百万円

仕入高 1,387百万円

営業費用 43百万円

営業取引以外の取引高 453百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株数	当事業年度減少株数	当事業年度末の株式数
普通株式	58千株	1,491千株	一千株	1,550千株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	198百万円
未払事業税	27
減価償却費	141
子会社債権譲渡損	69
投資有価証券評価損	69
貸倒引当金	50
退職給付引当金	427
役員退職慰労引当金	7
長期未払金	28
資産除去債務	32
前受収益	20
その他	95
繰延税金資産小計	1,169
評価性引当額	231
繰延税金資産合計	937
繰延税金負債	
土地圧縮積立金	65
固定資産圧縮特別勘定積立金	260
其他有価証券評価差額金	358
前払年金費用	219
その他	27
繰延税金負債合計	930
繰延税金資産の純額	7

6. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,439円94銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 91円98銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

株式会社T & K TOKA

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 北川 卓哉	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 寶野 裕昭	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条の第4項の規定に基づき、株式会社T & K TOKAの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社T & K TOKA及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

株式会社 T & K TOKA

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 北川 卓哉 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 寶野 裕昭 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 T & K TOKA の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、監査役会を毎月定期的に開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、事業運営の状況、取締役の職務執行状況、会計監査人による監査の実施状況等について審議を重ねました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門である内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社からの報告を受けるとともに、主要な子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。さらに、内部監査室から、主要な子会社に対し実施した監査の結果の報告を受け、説明を求めました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等、内部監査室及び新日本有限責任監査法人から、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
監査役会としては、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、今後も継続的な内部統制システムの整備、運用の改善が必要であると考えます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月16日

株式会社T&K TOKA 監査役会

常勤監査役 五十嵐 幹 雄 ㊟

社外監査役 甲 田 奏 ㊟

社外監査役 郡 司 勉 ㊟

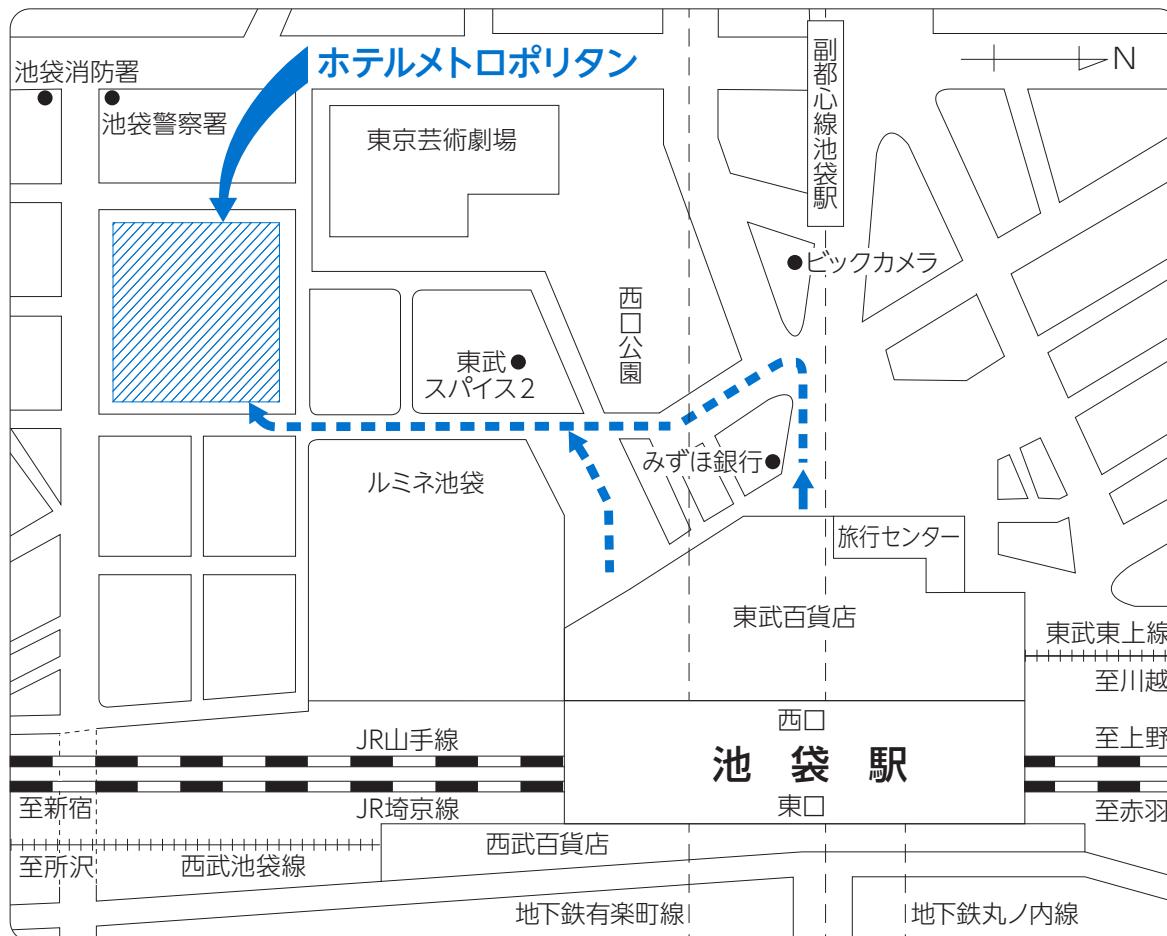
社外監査役 久 村 泰 弘 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 ホテルメトロポリタン 4階 「桜」の間

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号 TEL 03-3980-1111 (代表)



交通 ○地下鉄丸ノ内線、有楽町線、副都心線、西武池袋線、東武東上線、JR線
池袋駅 徒歩5分

※当日は駐車場の混雑が想定されますので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

